

## 令和6年度香川県建設業担い手確保・育成事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 香川県建設業担い手確保・育成事業（以下「本事業」という。）の実施については、香川県建設業担い手確保・育成事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語の例による。

(知事が別に定める補助対象経費の要件)

第3条 要綱第5条に規定する知事が別に定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 情報発信費は、会社情報、業務内容及び採用情報を内容として含むウェブサイトを開設又は改修により作成する場合に限る。
- (2) 特別技能教育費は、工事の設計及び施工に関する内容を、交付申請日の属する年度に受講等をする場合に限る。
- (3) 資格取得費は、交付申請日の属する年度に実施される資格試験等により、別表第1の資格を新たに取得しようとする場合の受験手数料又は受講費用（教材の購入費を含む。）であって、補助対象事業者が直接又は間接的に支出するものに限る。
- (4) 補助対象経費については、事業実施における発注及び申込等が交付決定日以降に行われるものに限る。ただし、特別技能教育費及び資格取得費については、交付申請日の属する年度に実施される事業であれば、着手の時期は問わないものとする。

(交付申請書の必要添付書類)

第4条 要綱第8条第3号に規定する知事が別に定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 育成対象者等の雇用形態が確認できる書類（労働条件通知書、雇用契約書等）の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

(交付申請書の受付期間)

第5条 要綱第9条に規定する交付申請書の受付期間は、原則として令和6年6月19日から令和6年8月30日までとする。

- 2 交付申請書の受付は、先着順とする。ただし、申請のあった補助金の総額が予算額に達することとなった場合には、前項の規定にかかわらず、当該達した日をもって受付を終了することとし、予算を超過する申請があった場合には、当該受付終了日に到

着した交付申請書については、抽選により受付を行うものを決定するものとする。

(実績報告書の提出期限)

第6条 補助事業者は、要綱第14条に規定する実績報告書を、事業の完了日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、その日が香川県の休日を守る条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項に定める日（以下「県の休日」という。）の時は、その直前の県の休日以外の日を提出期限日とする。

(実績報告書の添付書類)

第7条 要綱第14条第2号に規定する知事が別に定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業者による補助対象経費の支払いを証明できる書類（請求書、領収書や総勘定元帳など経理書類等）の写し
  - (2) 補助事業者による補助対象事業の実施を証明できる書類（展示会写真、ウェブサイトのURL等）の写し
  - (3) 補助事業に係る受験者の受験又は講習の結果が確認できる書類（合格通知書、不合格通知書又は登録基幹技能者講習の修了証等）の写し
  - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項第3号に掲げる書類が実績報告書の提出時に添付できない場合は、結果の発表日から14日を経過した日までに提出又は報告するものとする。

(その他)

第8条 補助事業者となった者は、要綱第16条第2項に規定する交付請求書を提出する際、アンケート（様式第13号）を併せて提出するものとする。

附 則

この要領は、令和3年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月19日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 主任技術者に求められる資格

対象となる資格
主任技術者になりうる資格

2 管理技術者に求められる資格

対象となる資格	
技術士	対象部門 機械部門（選択科目を機械設計、材料強度・信頼性、機構ダイナミクス・制御、熱・動力エネルギー機器又は流体機器（以下「機械設計等」という。）とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を廃棄物・資源循環とするものに限る。）、農業部門（選択科目を農業土木、農業農村工学とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）、応用理学部門、総合技術監理部門（選択科目を機械設計等、電気電子部門に係るもの、建設部門に係るもの、上下水道部門に係るもの、廃棄物・資源循環、農業土木、農業農村工学、森林土木、水産土木、応用理学部門に係るもののいずれかとするものに限る。）
	シビルコンサルティングマネージャ 対象部門 全ての部門
地質調査技士	
補償業務管理士	
測量士又は測量士補	
公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日国土交通省告示第1107号）に基づく、最新の「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」に登録されている資格	